

姫路市保育士等住居借上げ支援事業の概要

この事業は、市内の私立保育所・認定こども園（以下「私立保育所等」という。）の設置者が借り上げた宿舎に、雇用する保育士及び保育教諭等（以下「保育士等」という。）を居住させる費用を支援することで、私立保育所等への就職を広く促し、待機児童の解消、保育の提供に関わる人材の確保や職場定着及び離職防止を図ることを目的としています。

1 対象

次のすべてを満たしている場合に、住居の借上げ費用を負担している私立保育所等の設置者に対し、費用の一部を助成します。

補助対象者

- (1) 私立保育所等の設置者であること。
- (2) 雇用している保育士等を入居させるための住居を借上げ、その費用を負担していること。
- (3) 上記の住居に、雇用している保育士等を入居させていること。

対象となる保育士

- (1) 平成31年1月1日以降に上記の設置者に直接採用されていること。
- (2) 保育士または認定こども園に勤務する保育教諭であり、保育に専従していること。
- (3) 雇用契約において、労働時間が「1日6時間以上かつ1か月20日以上」と定められている、またはそれに相当すると認められること。
- (4) 「就職のため姫路市外から対象の住居に転居」、または「市内の前居住地からの通勤時間がおおむね片道1時間を超える」など、通勤困難と認められる者が対象の住居に転居していること。
- (5) 対象の住居に居住し、住民票をおいていること。
- (6) 住宅手当等の支給を受けていないこと。（同居人についても同様）
- (7) 現採用前1年以内に市内の他の保育施設で、保育士等として勤務していないこと。
- (8) 設置者、設置者の利害関係者でないこと。

対象となる住居

- (1) 雇用する保育士等を居住させるために借り上げた住居（平成25年3月31日以前に借り上げた住居を除く）であること。
- (2) 上記の保育士等が入居していること。
- (3) 市内に所在する住居であること。
- (4) 補助対象者及び補助対象者の役員、職員、利害関係者（法人、個人）の所有する住居でないこと。

2 補助金額

補助対象である設置者が負担している費用の一部を助成します。

算定基準額

対象住居一戸ごとの月額合計を算出します。(上限 82,000 円)

- (1) 賃借料、共益費、管理料
- (2) 賃貸借契約時にかかる礼金
- (3) 契約更新時にかかる更新料

* (2) (3)については、契約期間の月数で除した額を各月分に計上。

入居者から経費の一部を徴収する場合や、対象となる住居に対して何らかの補填がある場合は、経費の合計から控除。

補助金の算出

算定基準額の4分の3 (1,000円未満は切り捨て)

*国 1/2 市 1/4 設置者 1/4 の負担割合

支給期間

対象となる保育士等の採用日から5年以内。(国の補助事業が存続している場合に限る)

3 申請手続き

補助金を受けようとする設置者は、当該年度ごとに市に補助金の申請をしてください。

提出書類

- (1) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業補助金申請書(様式第1号) *
- (2) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業計画書(様式第2号)
- (3) 保育士等負担額等確認書(様式第3号)
- (4) 雇用証明書(様式第4号)
- (5) 経歴書(様式第5号)
- (6) 個人情報取り扱いに関する同意書(様式第6号)
- (7) 事業実施者が締結した賃貸借契約書の写し
- (8) 保育士証または幼稚園教諭免許状の写し(両方ある場合は双方)
- (9) 申請理由書

* (1)の申請書は、初年度用と2年度以降用(様式第7号)があります。

* 2年度目以降の申請では、(3)~(8)については前回提出と変更がない場合、省略することができます。

* (5)の経歴書で勤務履歴がある場合は、別に指定する書類「在職証明書」(在職していた勤務先が証明するもの)を必ず添付してください。

* その他、必要書類の提出を求めることがあります。

提出時期

- ・初年度 ▷ 要件に該当した日の属する月の末日まで
- ・2年度目以降 ▷ 各年度の5月末日まで

提出先

姫路市 こども政策課
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL 079-221-2738 FAX 079-221-2914

4 交付決定

提出された申請書の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し通知します。

- *申請の内容に変更または中止が生じた場合は、速やかに報告してください。
(変更・中止の承認申請が必要です。)

5 実績報告

補助金の交付決定を受けた年度末ごと、または事業の終了後すみやかに実績報告をしてください。

提出書類

- (1) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業実績報告書（様式第11号）
 - (2) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業実績内訳書（様式第12号）
 - (3) 補助対象保育士の給与明細書または給与台帳の写し
 - (4) 補助対象経費の領収書または振込明細書
- * (3) (4)については、当該年度内すべてのもの
 - * その他、必要書類の提出を求めることがあります。

提出時期

事業完了または終了の翌月の15日まで

5 補助金の請求、支払い

実績報告の内容を審査し補助金額の確定後、請求書を提出いただきます。

提出書類

- (1) 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業補助金請求書（様式第14号）
 - (2) 補助金交付可否決定通知書の写し
- (変更・中止承認を受けた場合または確定通知を受けた場合は、当該通知書の写し)

提出時期

事業完了日または終了日の属する年度の翌年度4月末日まで

補助金支払い

請求書提出後すみやかに「相手方登録申出書」の指定口座へ支払います。